

令和7年度井戸水の水質検査について

三原市生活環境課

家庭用の井戸水の水質検査について

三原市では毎月1回、井戸水水質検査の受付をしています。
検査は1世帯につき1回で、事前に申込みが必要です。

検査対象	給水区域外又は給水区域内で水道が整備されていない区域において、市民が自ら居住するために用いる住宅で日常的に飲用水として使用する井戸水
検査項目	水道法の定める水質基準51項目のうち12項目の検査 【検査項目】一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、臭気、色度、濁度 <u>※新しく井戸を掘った場合は、水質基準全項目の検査を受けるようにしてください。</u> (全項目の検査機関については、生活環境課にご相談ください。)
検査機関	広島県水道広域連合企業団三原事務所(三原市西野五丁目14番1号) TEL: 0848-64-2121
令和7年度検査日	①4/8(火)②5/13(火)③6/3(火)④7/1(火)⑤8/5(火)⑥9/2(火) ⑦10/7(火)⑧11/4(火)⑨12/2(火)⑩1/6(火)⑪2/3(火)⑫3/3(火)
検査費用	3,000円
受付窓口(問合先)	生活環境課 市民生活係(本庁舎3階) 0848-67-6178 本郷支所地域振興課 産業建設係 0848-86-1116 久井支所地域振興課 産業建設係 0847-32-7113 大和支所地域振興課 産業建設係 0847-33-0229

水質検査の申込方法

- 1 **検査日の2開庁日前**までに、受付窓口で検査申込をしてください。
- 2 申込受付時に、検査容器をお渡ししますので、**検査日の朝に採水**してください。
※採水方法は裏面を参照してください。
- 3 採水した検査容器はなるべく冷暗所で保管し、**検査日の8:30~10:00**に申込手続きをした受付窓口へ持ってきてください。
- 4 **検査費用は、検査する井戸水を持参した時に受付窓口でお支払いください。**
- 5 検査日に持ち込めなくなった場合は、申込手続きをした受付窓口へご連絡ください。

検査結果

検査結果は、検査機関である広島県水道広域連合企業団三原事務所から約2週間後に申込者へ直接郵送されます。検査結果の内容に関するお問い合わせは、広島県水道広域連合企業団三原事務所(0848-64-2121)へしてください。

※井戸水は降雨など周辺の影響を受けることがありますので、今回の検査で基準に適合した場合でも、少しでも異常を感じたら飲用を中止してください。

採水方法について

- 1 検査日当日に採水してください。(汲み置きはしないでください)
- 2 採水前に5分程度水を流し、管内のたまり水を捨ててください。
- 3 申込受付時にお渡しする、2つの検査容器の両方に水を入れてください。
検査容器の口やふたの内側に手などが触れないように注意してください。

250ml 滅菌ポリ容器 (細菌試験用)



※すすがずに容器の8分目ほど水を入れてください。

1リットルポリ容器 (理化学試験用)



※採水する水で数回すすいでからいっぱいまで水を入れてください。

- 4 ラベル (2枚) に住所・氏名を記入して、検査容器の側面に貼ってください。

三原市港町三丁目5-1
環境 太郎